

福井県青少年愛護条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表  
 福井県青少年愛護条例施行規則（平成八年福井県規則第五十一号）

改正案	現行
<p>（有害図書等として指定を受けたものとみなす図書等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 強制性交等その他のりよう辱行為を被写体とし、または描写したもの</p> <p>六（略）</p>	<p>（有害図書等として指定を受けたものとみなす図書等）</p> <p>第三条 条例第十一条第二項第一号に規定する規則で定める写真または絵画および同項第二号に規定する規則で定める場面は、次の各号のいずれかに該当する写真もしくは絵画または場面とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 強かん その他のりよう辱行為を被写体とし、または描写したもの</p> <p>六（略）</p>
<p>（有害玩具刃物類として指定を受けたものとみなす玩具刃物類）</p> <p>第五条 条例第十四条第二項に規定する規則で定める形状、構造または機能を有する玩具刃物類は、次の各号のいずれかに該当する玩具刃物類とする。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>（有害がん具刃物類として指定を受けたものとみなすがん具刃物類）</p> <p>第五条 条例第十四条第二項に規定する規則で定める形状、構造または機能を有するがん具刃物類は、次の各号のいずれかに該当するがん具刃物類とする。</p> <p>一 性器の形状をなし、またはこれに著しく類似するもの</p> <p>二 性器を挿入し、または性器に挿入する構造をなすもの（電動式振動機を内蔵し、または装置することができるものに限る。）</p> <p>三 全裸または半裸の人形（気体または液体で膨張させることにより人形となるものを含む。）</p>
<p>（自動販売機等の設置の届出）</p> <p>第六条 条例第十五条第一項前段の規定による自動販売機等の設置の届出および同項後段の規定による自動販売機等の設置場所の変更の届出は、図書等（玩具刃物類）の自動販売機等設置（設置場所変更）届出書（様式第三号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。</p>	<p>（自動販売機等の設置の届出）</p> <p>第六条 条例第十五条第一項前段の規定による自動販売機等の設置の届出および同項後段の規定による自動販売機等の設置場所の変更の届出は、図書等（がん具刃物類）の自動販売機等設置（設置場所変更）届出書（様式第三号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。</p>

一、三 (略)

2 (略)

3 条例第十五条第二項の規定による届出事項の変更の届出は、図書等（玩具刃物類）の自動販売機等設置変更届出書（様式第四号）により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一、二 (略)

4 条例第十五条第二項の規定による自動販売機等の設置の廃止の届出は、図書等（玩具刃物類）の自動販売機等設置廃止届出書（様式第五号）により行うものとする。

(自動販売機等による販売または貸付けの届出)

第七条 条例第十六条第一項前段の規定による自動販売機等による図書等または玩具刃物類の販売または貸付けの届出および同項後段の規定による自動販売機等の設置場所の変更の届出は、自動販売機等による図書等（玩具

一 自動販売機等を設置しようとする者の住民票の写し（法人にあつては法人の登記事項証明書、その他の団体にあつては代表者の住民票の写しとする。以下同じ。）

二 自動販売機等を設置しようとする者が自動販売機等の設置場所の用地または建物の所有者でないときは、当該用地もしくは建物の提供者の承諾書または当該用地もしくは建物の提供に係る契約書の写し

三 自動販売機等の設置場所の付近の見取図

2 条例第十五条第一項第六号の規則で定める事項は、自動販売機等の型式番号とする。

3 条例第十五条第一項の規定による届出事項の変更の届出は、図書等（がらん具刃物類）の自動販売機等設置変更届出書（様式第四号）により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 自動販売機等の設置の届出をした者（当該自動販売機等の設置場所の変更の届をした者を含む。）の住所または氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称または代表者の氏名、その他の団体にあつては代表者の住所または氏名。次条第二項第一号および第十条第三項第一号において同じ。）第一項第一号に掲げる書類

二 自動販売機等の設置場所の提供者 第一項第二号に掲げる書類

4 条例第十五条第一項の規定による自動販売機等の設置の廃止の届出は、図書等（がらん具刃物類）の自動販売機等設置廃止届出書（様式第五号）により行うものとする。

(自動販売機等による販売または貸付けの届出)

第七条 条例第十六条第一項前段の規定による自動販売機等による図書等またはがらん具刃物類の販売または貸付けの届出および同項後段の規定による自動販売機等の設置場所の変更の届出は、自動販売機等による図書等（がらん

具刃物類)の販売(貸付)(自動販売機等設置場所変更)届出書(様式第六号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 自動販売機等による図書等または玩具刃物類の販売または貸付けをしようとする者の住民票の写し

## 二、五 (略)

2 条例第十六条第二項の規定による届出事項の変更の届出は、自動販売機等による図書等(玩具刃物類)の販売(貸付)変更届出書(様式第七号)により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 自動販売機等による図書等または玩具刃物類の販売または貸付けの届出をした者(当該自動販売機等の設置場所の変更の届出をした者を含む)の住所または氏名 前項第一号に掲げる書類

## 二、三 (略)

3 条例第十六条第二項の規定による自動販売機等による図書等または玩具刃物類の販売または貸付けの廃止の届出は、自動販売機等による図書等(玩具刃物類)の販売(貸付)廃止届出書(様式第八号)により行うものとする。

ん具刃物類)の販売(貸付)(自動販売機等設置場所変更)届出書(様式第六号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 自動販売機等による図書等またはがん具刃物類の販売または貸付けをしようとする者の住民票の写し

二 条例第十七条第一項に規定する自動販売機等管理者(以下「自動販売機等管理者」という。)の就任承諾書

三 自動販売機等管理者の住民票の写し

四 自動販売機等の設置場所の付近の見取図

五 自動販売機等管理者が次条に規定する要件に該当することを証する書類

2 条例第十六条第二項の規定による届出事項の変更の届出は、自動販売機等による図書等(がん具刃物類)の販売(貸付)変更届出書(様式第七号)により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 自動販売機等による図書等またはがん具刃物類の販売または貸付けの届出をした者(当該自動販売機等の設置場所の変更の届出をした者を含む)の住所または氏名 前項第一号に掲げる書類

二 自動販売機等管理者 前項第二号、第三号および第五号に掲げる書類

三 自動販売機等管理者の住所または氏名(法人にあつては主たる事務所もしくは営業所の所在地、名称または代表者の氏名、その他の団体にあつては代表者の住所または氏名) 前項第三号に掲げる書類

3 条例第十六条第二項の規定による自動販売機等による図書等またはがん具刃物類の販売または貸付けの廃止の届出は、自動販売機等による図書等(がん具刃物類)の販売(貸付)廃止届出書(様式第八号)により行うものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項)

第十三条の二 条例第四十三条の三第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、または犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- 二 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例第四十三条の三第二項に規定する書面または電磁的記録を提出する必要があること。
- 三 保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第四十三条の三第四項に規定する書面または電磁的記録を提出する必要があること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)

第十三条の三 条例第四十三条の三第二項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 保護者がその監護する青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること。
- 二 青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。
- 三 青少年が心身に障害を有し、または疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青

(深夜営業の掲示の様式)

第十三条 条例第四十二条の二第二項の掲示の様式は、様式第十四号によるものとする。

(新設)

(新設)

少年の日常生活に著しい支障が生ずること。

2 条例第四十三条の三第二項および第四項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出年月日

二 保護者の氏名、住所および連絡先

3 条例第四十三条の三第四項の規則で定める正当な理由は、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行うこととする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の福井県青少年愛護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。